

第一次佐久市総合計画後期基本計画進行管理実施方針

(平成24年10月19日 佐久市総合計画審議会 決定)

1 進行管理の目的

- 1) 第一次佐久市総合計画後期基本計画(計画期間:平成24年度～平成28年度、以下「後期基本計画」という。)を効果的かつ効率的に推進するため、後期基本計画の進行状況を明らかにし、市民に公表することにより、総合計画が市民に身近な計画となり、かつ、後期基本計画の円滑な推進を図る。
- 2) 第二次佐久市総合計画の策定を控える中、後期基本計画の進行状況を把握することにより、本市の現状と課題をよりの確に捉え、当該計画の円滑な策定に資する。

2 進行管理の対象

後期基本計画に掲げた48施策における「後期の主な取り組み」「目標」「チャレンジ!!」とする。

3 進行管理の方法

佐久市では、行政評価システムとして「事務事業評価」と「施策評価」を運用している。

「事務事業評価」は、個々の事務事業(概ね予算の事業項目単位)について、投入コストや成果(業績)を把握し、事務事業レベルの進行管理を佐久市行政改革推進委員会において、外部評価を実施している。

「施策評価」は、総合計画に示された各施策への取り組みによる実績・成果を評価するため、施策単位で投入コストや成果(業績)の達成状況を分析し、総合計画の進行管理に活用することを目的としている。

現在の「施策評価」は、平成22年度から本格運用していることから、後期基本計画の進行管理は、これまで本市が行ってきた施策評価の仕組みをベースにして、後期基本計画の構成に沿った修正を行い以下のとおり実施する。

1) 進行管理の視点

- ① 後期の主な取り組み(162項目)について、主要施策ごとの主な成果・実績等を考察し、進行状況を把握する。
- ② 後期期間内の成果指標となる「目標」について、目標値に対する達成度を把握する。
- ③ 後期期間のみならず今後の目指す方向として設定した「チャレンジ!!」について、取り組み状況を考察し、今後の見通しを明らかにする。

2) 進行管理の実施スケジュール

- ① 進行管理は、原則として毎年実施する。(ただし、成果指標(目標)等の結果測定が毎年度実施できない指標については、測定可能な年度のみ実施する。)
- ② 各担当課は、事務事業評価と併せて施策評価を行い、総合計画審議会は、施策評価の妥当性を検証する。
- ③ 評価は、前年度末の時点とする。

4 進行管理結果の公表

進行管理結果は、市のホームページへの掲載等により、市民に公表する。

